

平成28年5月12日

答申第707号

1 再検討の求めに至る経緯

視聴者より、「日本放送協会 平成26年度収支予算、事業計画及び資金計画に付する総務大臣の意見」について、『「経営・業務に係る情報公開の推進の徹底を図ること』が求められている。当該意見は毎年度同じような意見が継続的に付されているが、ほとんど追加的な情報公開が進んでいない」とした上で、「① 当該意見に対応して見直しを図った内容、② 大臣意見に対して具体的な施策が講じられていないなら不要とする理由」の開示の求めがあった。

NHKは、開示の求めの文書のうち、①は開示することによりNHK内の検討または協議が円滑に行われることを阻害するおそれがあり、NHK情報公開規程第8条1項2号に該当するため、②は大臣意見に対して取り組みを行っており文書が存在しないため、いずれも開示することができないとした。

これに対して、視聴者から再検討の求めがあった。

2 NHKの見解の要旨

開示の求めの文書のうち、①については「日本放送協会 平成26年度収支予算、事業計画及び資金計画に付する総務大臣の意見」のうちの「経営・業務に係る情報公開の推進等」への取り組み状況を取りまとめた文書を開示することとする。②については、大臣意見に対して取り組みを行っており文書が存在せず開示することができない。

3 審議委員会の判断

開示の求めの文書として、「日本放送協会 平成26年度収支予算、事業計画及び資金計画に付する総務大臣の意見」のうち「経営・業務に係る情報公開の推進等」への取り組み状況を取りまとめた文書を開示することとしたこと、「大臣意見に対して具体的な施策が講じられていないなら不要とする理由」については文書が存在しないため不開示としたこと、いずれのNHKの取り扱いも妥当である。

4 審議の経過

平成28年5月12日（第238回審議委員会）

第723号諮問、審議、答申